

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県議会議長（以下「処分庁」という。）が平成28年12月13日付けで不存在を理由として行った公文書非公開決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年12月8日付けで、埼玉県議会情報公開条例（平成11年埼玉県条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、処分庁に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「政務活動費の運用指針で定められている契約書で事務局に提出されていないものの契約書等（雇用契約、事務所賃貸契約、リース契約）を公開してほしい。」

- (2) これに対し処分庁は、平成28年12月13日付けで、本件公開請求に対する公文書は存在していないとして、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年12月26日付けで、処分庁に対し、本件処分につき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成29年3月8日に処分庁から条例第14条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成29年4月25日に処分庁の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、平成29年5月26日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

非公開とした議会会派が保存する請求文書の全部公開

(2) 審査請求の理由

条例第1条では、「県民の知る権利を保障するため、（・・・略・・・）埼玉県議会に対する県民の理解と信頼を深め、もって開かれた県議会の実現を図り、県政の発展に寄与することを目的とする。」と定め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第16項では政務活動費の使途について透明性の確保を義務付けている。

政務活動費の運用指針（平成25年3月施行。以下「運用指針」という。）で事務所費については契約書等の整理・保管を定めており、人件費については雇用契約書等に手当の種類、金額について定めておくとしており、雇用契約書が存在しなければならない。

また、自動車のリース料については運用指針でリース契約書の保管は定められていないが、透明性の確保という観点から当然保管されていなければならない。

審査請求人は事前に議会事務局宛「西宮市情報公開条例第15条第2項の規定に基づく諮問について（答申）」の文書を提出し、会派が保管する文書も公文書であることを示した上で、本件公開請求を行ったが「不存在」で非公開となったものである。

さらに、審査請求人は事前に議長宛に文書で会派の所有する証拠書類の開示を申し入れており、議長が会派に対し何の指示も行わず保管できていないのは議長の不作為であり、職務怠慢に他ならない。

また、運用指針では契約書の作成や調査報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理保管することと定めている。

次に、埼玉県政務活動費の交付に関する条例（平成13年埼玉県条例第50号。以下「交付条例」という。）第9条により議長には透明性の確保が義務付けられている。

以上のことから、文書の保管は会派に委ねられているが、その管理責任は交付条例第7条第2項及び第3項により事実上議長の監督下にある。しかも第3項では収支報告書の提出時に支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならないと定めていることから、支出の根拠となる各種契約書等も提出が義務付けられていると解すべきであり、それらの文書が議長の手元に公文書として保管されていなければならない。

また、政務活動費の収支報告書や領収書等は、会派が作成したものが現に公文書として取り扱われている。

これらの事実を鑑みると支出の事実を証する書類には当然契約書等も包含されるものである。

以上により、処分庁の行った、文書が存在しないことを理由に非公開とした処分は違法である。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

政務活動費の運用指針で定められている契約書で事務局に提出されていないものの契約書等（雇用契約、事務所賃貸契約、リース契約等）である。

(2) 非公開理由について

条例第2条は、「この条例において『公文書』とは、県議会事務局の職員が職務上作成し、又は入手した文書（磁気テープ、磁気ディスク、フィルム等を含む。）で、決裁又は受理等の手続が終了し、議長が保管しているものをいう。」と定めている。

審査請求人は、「政務活動費の運用指針で定められている契約書で事務局に提出されていないものの契約書等」の公開を求めており、すなわち、議長が入手しておらず、保管していない文書の公開を求めている。

以上のとおり、議長は、審査請求人が公開を請求する文書を保管していないのであるから、文書が存在しないことを理由とする本件処分は適法である。

なお、審査請求人は、会派が保管する文書も公文書である旨主張するが、前述のとおり条例第2条は「県議会事務局の職員が作成し、又は入手した文書で・・・議長が保管するもの」を公開対象となる公文書として規定しているところであり、審査請求人の主張は失当である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

政務活動費の運用指針で定められている契約書で、事務局に提出されていないものの契約書等（雇用契約、事務所賃貸契約、リース契約等）である。

### (2) 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書を公開請求したことに対して、処分庁が当該公文書は存在しないとして非公開とした決定を不服として行われたものである。

そこで、本件処分の妥当性について判断するため、次のとおり本件対象文書の存否等について検討する。

### (3) 本件対象文書の存否等について

ア 条例第2条は、「この条例において『公文書』とは、県議会事務局の職員が職務上作成し、又は入手した文書（磁気テープ、磁気ディスク、フィルム等を含む。）で、決裁又は受理等の手続が終了し、議長が保管しているものをいう。」と定めている。

このため、本件対象文書の存否については、職員に提出され、受理等の手続が終了し、議長が保管しているものか否かにより判断されるものである。

イ 政務活動費については、地方自治法第100条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交

付することができる」と定められ、当該条項に基づき、交付条例が定められている。

交付条例は、埼玉県議会の会派に対し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めている。

交付条例第7条では、会派の代表者は政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならないと定め、同条第3項では、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならないと定めている。

また、領収書その他の支出の事実を証する書類の範囲については、議長が定める運用指針により規定されている。運用指針の別記4では、交付条例第7条第3項の規定により議長に写しを提出する証拠書類は、①領収書等、②領収書等のない場合は支出証明書（定期的に定額を支出する場合は契約書の写しを添付）、③海外視察報告書、④広報紙、県政報告書等と定められている。

したがって、証拠書類が支出証明書の場合に添付される契約書以外の契約書、例えば、領収書等がある場合の当該支出の根拠となる契約書については、規定上、議長への提出が義務付けられておらず、実際上も提出されていないと認められる。また、交付条例第9条では、「議長は収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性に努めるものとする。」と規定していることから、議長には政務活動費の使途の透明性の確保が期待されており、議長が必要に応じて調査した場合、会派が保管する契約書等を入手する可能性はあり得るものである。しかしながら、処分庁から事情を聴取したところ、そうした事実も認められない。

以上のように、本件対象文書について議長は制度上、又は実際上も保有していないものであると認められる。

ウ 次に、運用指針の別記2では、会派は活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならないとし、外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成することとしている。

そのため、本件対象文書である契約書等については、会派で保管されていると考えられるが、議長が保管する文書といえるかについて、次のとおり検討する。

会派は、一般的に政治上の理念や政策を共有する議員によって議会活動を共に行うことを目的として結成され、活動する任意の団体であり、議会において独立性を有する団体であると認識されているものである。

また、会派が議会の下部組織又は機関であるといったような事実も、格別見当たらない。

したがって、会派は議会において独立性を有する自律的な任意の団体であって、議長の指揮権限が会派の活動全般に及ぶものではないことから、会派の保管する文書について、議長が保管するものということとはできない。

エ また、審査請求人は、青森地方裁判所が行った「平成28年（行ク）第3号 文書提出命令の申立て事件の決定（平成29年3月24日）」を示して、不存在の決定には理由がないと主張する。青森地方裁判所の当該決定は、政務調査費を巡り提起された訴訟の中で、原告が議長や知事に対して文書の提出を命じるよう、裁判所に求め、それが認められたものである。

しかし、青森地方裁判所の当該決定は、行政訴訟を含む民事訴訟における立証という観点から定められた、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第1項で定める文書提出命令の規定に基づく決定であって、公文書の公開に関し必要な事項を定めた条例の諸規定によるものとは、その趣旨を異にするものであって、文書提出命令が認められたことをもってして、条例上の公開・非公開の決定の妥当性の判断に影響を及ぼす性質のものではないと考える。

以上のことから、処分庁が本件対象文書は存在しないとして行った本件処分は、妥当である。

なお、処分庁及び審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、石井夏生利、嶋崎健太郎

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 3月 8日	諮問を受ける(諮問第289号)
平成29年 4月25日	処分庁から説明及び審議(第二部会第126回)
平成29年 5月26日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議(第二部会第127回)
平成29年 6月20日	審議(第二部会第128回)
平成29年 7月21日	審議(第二部会第129回)
平成29年 9月14日	審議(第二部会第130回)
平成29年10月 5日	答申